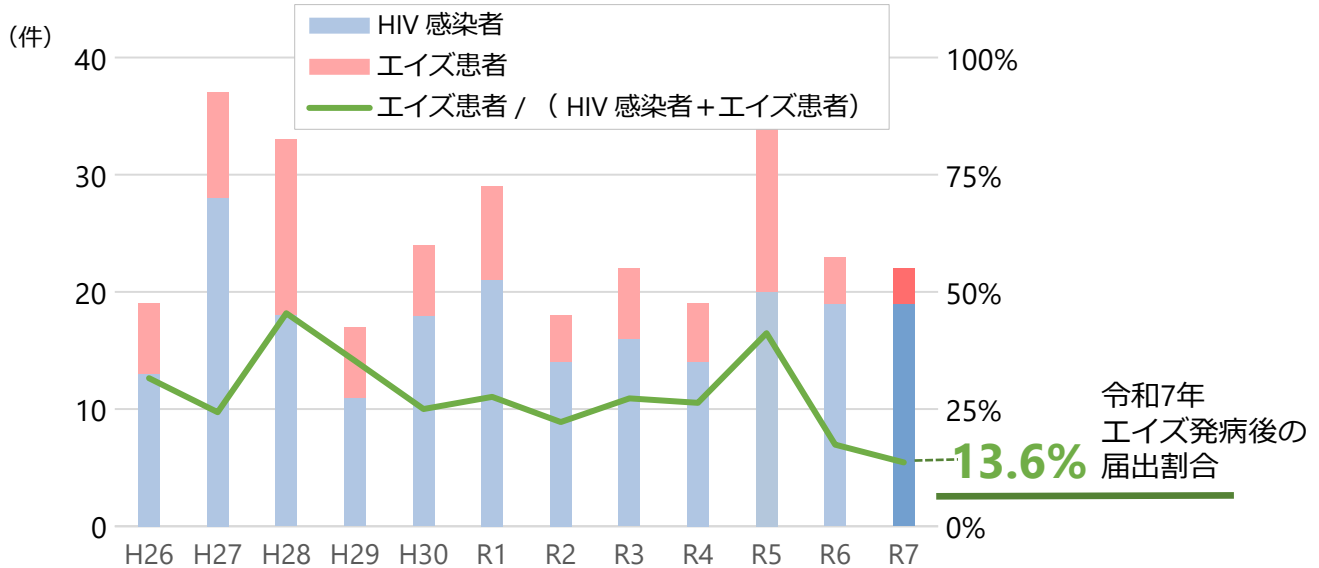


医療機関におけるHIV検査にご協力をお願いします

令和7年のエイズ発病後の発生届出割合は前年並みで推移しています

【HIV感染症発生届件数（札幌市）】出典 感染症発生動向調査



HIV感染の早期発見にはスクリーニング検査の実施が大切です。

医療機関でのHIVスクリーニング検査の実施にご協力ください。

HIV検査は診療報酬に算定できます

条件※1

下記いずれかに該当する場合

・エイズ発症を疑う疾患がある場合

ニューモシスチス肺炎、サイトメガロウイルス感染症、カンジダ症 等

・下記のような、HIV感染に関連しやすい性感染症を診断したとき、

またはこれらの性感染症の疑いや既往がある場合

梅毒、性器クラミジア感染症、性器ヘルペス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、B型肝炎、アメーバ赤痢 等

算定可能な検査項目※1,2

D012感染症免疫学的検査

16 HIV-1,2抗体定性、HIV-1,2抗体半定量、HIV-1,2抗原・抗体同時測定定性

17 HIV-1抗体

20 HIV-1,2抗体定量、HIV-1,2抗原・抗体同時測定定量

ご確認ください

▶スクリーニング検査で陰性が確認できない時は、各医療機関での確認検査の実施や、エイズ治療拠点病院への相談・紹介をご検討ください。

▶検査の実施には本人の同意を得る必要がありますが、**同意は口頭によるものも可**とされています。※3

※1 令和6年3月5日付け保医発0305第4号 厚生労働省通知保険局医療課長「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」

※2 令和6年厚生労働省告示第57号 診療報酬の算定方法の一部を改正する告示 別表第一（医科点数表）

※3 平成30年1月18日付け健感発0118第5号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に係る留意事項について」